

青森県報

号外第三十五号

令和元年
七月十九日
(金曜日)

目次

公安委員会

○令和元年度青森県警察官採用試験(警察官B) 公告……………(警 務 誌) …… 1

公安委員会

令和元年度青森県警察官採用試験(警察官B) 公告

令和元年度青森県警察官採用試験(警察官B)を次のとおり実施するので、人事委員会規則6-15(職員の任用に関する規則)第10条の規定により公告する。

なお、当該試験の実施に当たって、青森県警察官採用試験(警察官B(男性))第1次試験については、埼玉県警察本部、千葉県人事委員会、神奈川県警察本部、静岡県警察本部及び警視庁と共同で行うものとする。

令和元年7月19日

青森県警察本部長 重 松 弘 教

1 試験の種類及び程度

種 類	区 分	採用予定日	程 度
	警察官採用試験 (警察官B)		
	女性		

2 採用予定人員及び職務の内容

(1) 採用予定人員

種 類	区 分	青 森 県					警 視 庁
		青 森 県	埼 玉 県	千 葉 県	神 奈 川 県	静 岡 県	
警察官B 試験	男 性	30人程度	2人程度	2人程度	3人程度	2人程度	5人程度
	女 性	10人程度					

注 警察官B(男性)受験者は、上記都県(青森県を除く。)の中から1都県を第

2志望として選択することができる。

(2) 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持に当たる。

3 受験資格

(1) 受験資格

試験区分 及び程度	実施機関	受 験 年 齢		資 格
		年	齢	
警察官B (男性)学 程 (高等学 校卒業 程度)	青 森 県	昭和62年4月1日 から 平成14年4月 まで に生 まれた者	平 成 14 年 4 月 1 日 ま で に 生 ま れ た 者	学校教育法による大学(以下「大学」という。)を3月31日までの日及び令和2年3月31日までの日(人事委員会承認する者があつてこれを除く。)
	青 森 県	昭和62年4月1日 から 平成14年4月 まで に生 まれた者	平 成 14 年 4 月 1 日 ま で に 生 ま れ た 者	
警察官B (女性)学 程 (高等学 校卒業 程度)	青 森 県	昭和62年4月1日 から 平成14年4月 まで に生 まれた者	平 成 14 年 4 月 1 日 ま で に 生 ま れ た 者	

注 受験資格中「人事委員会が同等の資格があると認める者」については、志望する都県で異なるので、それぞれの都県が問合せに応じる。

(2) 受験申込みの時点で次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち次のいずれかに該当する者

(ア) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加えた者

4 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験日時 (開始時刻)	場 所		合 格 発 表 日	合 格 発 表 方 法
		試験地	試験会場		
第1次試験	9月29日(日) (午前9時15分)	青森市	青森県工業 青森工業高 青森中学校	10月4日(金) (予定)	【青森県】に書面で合格通知される番号、青森県警察署、青森県警察署、青森県警察署の掲示板に掲示する。また、青森県警察のホームページに掲載する。【青森県以外】は、青森県に併せて異なる都府県が関係する。
		弘前市	青森県立中央 青弘前中高等 青八戸学校		
		八戸市	青森県立高 青八戸学校	10月中旬 11月上旬	
		青森県以外	青森県以外		
第2次試験	11 月 中 旬	青森市	青森県警 青森学校	12月上旬	12月下旬 2月中旬
		青森県以外	青森県自 治研修所		

5 試験の方法

(1) 試験の種目及び内容

試験	種 目	内 容		
		第1次試験	第2次試験	
第1次試験	教養試験	警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う(50題、2時間)。なお、問題は解答分野から出題する。 【出題分野】社会学、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈	警察官としての適性について、質問紙法による検査を行う。	
	適性検査	一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う(800字以内、1時間)。 (内容、論理性・思考力、構成・表現、国語力を評価) 警察官に適する人物かどうかについて、集団面接及び個別面接により試験を行う。 (姿勢態度、表現力、判断力、積極性等を評価)	警察官としての適性について、作業検査法による検査を行う。 警察官として職務遂行上必要な体力について次の4種類の検査を行う。	
第2次試験	体力検査 右の基準 に検査を行う。	男性 (青森県の場合)	女性	
		20mシヤ トルラフ	折返回数が24回以上	折返回数が14回以上
		立ち幅跳	180cm以上	128cm以上
		上体起こし	30秒間に15回以上	30秒間に9回以上
第2次試験	身体検査 右の基準 に検査を行う。	握 力	左右平均41kg以上	左右平均24kg以上
		視 力	男性 (青森県の場合)	女 性
		色 覚	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。	職務の遂行に支障のないこと。
その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。	※ 上記項目については、医療機関等において検査した身体検査書の提出を求める(検査料は個人負担となる)。		

注 第2次試験の内容、(2)配点の基準、(3)資格加点及び(4)最終合格者の決定方法

は青森県のものであり、志望する都県により異なる場合があるので、詳しくはそれぞれ都県が問合せに応じる。

(2) 配点の基準等

第1次試験	第 2 次 試 験					合 計		
	適 性 査 査	計	作 文 試 験	面 接 試 験	適 性 査 査			
80	-	80	40	75 (適否)	100 (適否)	40 (適否)	255	335

注1 表中「適否」とあるのは、合否基準を設定し、その基準を満たす必要があるものである。

2 第2次試験で設定された合否基準のいずれかを満たさない場合には、作文試験は採点されない。

3 体力検査の合否基準では、4種目のうち2種目以上が基準値を満たす必要がある。

4 身体検査の合否基準では、医療機関等において検査した身体検査書により「就業に支障がない」ことが必要である。また、更に各項目（視力・色覚）ごとの基準を満たす必要がある。

(3) 資格加点
次の資格を有し、武道加点を申請する場合は、第1次試験の得点に一定点を加算する。

- 柔道（講道館認定）初段以上
- 剣道（全日本剣道連盟認定）初段以上

(4) 最終合格者の決定方法
最終合格者は、試験の種目ごとに設定している合否基準を全て満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

6 受験の手続
(1) 試験案内（受験申込書）の入手方法

ダウンロード	配布場所での入手
青森県警察本部のホームページからダウンロードができる。	青森県警察本部受付、県内各警察署、青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各地域民局地域連携部（県内各合同庁舎正面受付）、青森県東京事務所及び本県の各県外情報センターで入手できる。

封筒の表に「警察官B試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、青森県警察本部警務課に請求することにより入手できる。郵料金が異なる場合があるため、青森県警察本部警務課に確認する。

(2) 受験申込方法及び受付期間

ア インターネットにより申し込む場合

受験申込方法	受付期間	受験票等の交付
青森県警察のホームページを經由して、「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力する。なお、具体的な手続方法については、青森県警察のホームページで確認できる。	7月19日（金）午前8時30分から8月30日（金）午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。	9月13日（金）に青森県警察のホームページに「受験番号一覧表」、「受験票」及び「写真票」を掲載するので、「第1次試験前日」までにこれらを必ず確認し、所定の方法により「受験票」及び「写真票」を作成する。

注 申込受付期間終了後の試験地や志望都県などの変更は認めない。
イ 持参又は郵送により申し込む場合

受験申込方法	直接持参	郵 送
	受験申込書には、必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、また、所定の方法により作成した受験票（は、住所・氏名を明記の上、これらを青森県警察本部警務課又は最寄りの県内各警察署に提出する。	封筒の表に「警察官B試験申込」と朱書きし、直接持参する場合と同様に作成した受験申込書と受験票を封入し、簡易書留で青森県警察本部警務課に郵送する。

受験票の
交付
受験票は、9月13日（金）に発送する。9月18日（水）までに到着が確認されない場合は、青森県警察本部警務課が問合せに応じる。

注 申込受付期間終了後の試験地や志望都県などの変更は認めない。

7 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

(1) この試験の最終合格者は、合格した都県の作成する採用候補者名簿に登載され、各県警察本部長又は警視總監からの請求等に応じて同名簿の中から決定される。

(2) 採用候補者名簿に登載されても、欠員等の状況から採用されない場合もある。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿が確定した日から1年間である。

8 初任給その他の給与

(1) 青森県の場合（平成31年4月現在）

初 任 給	手 当 関 係	被 服
高 校 卒 171,200円	6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、通勤手当、住宅手当、通勤給が支給される。	採用と同時に制服、制帽のほか、靴、ラッシュヤツ、ネクタイ、防寒衣等が支給される。
短 大 卒 185,100円		

(2) 青森県以外の都県の給与等については、それぞれの都県で問合せに応じる。

9 採用の時期

(1) 採用の時期は、令和2年4月1日であるが、青森県以外の都県は令和2年4月1日以降となる。

(2) 採用後は巡査となり、初任教養を受けるため10か月間警察学校（全寮制）に入校する。

なお、警察学校を卒業後は交番に配置され、その後、本人の適性等により、留置管理係、生活安全係、刑事係、交通係、警備係、機動隊などの業務に従事する。

10 試験結果の開示

青森県の採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人が次表に掲げる書類の提示により、青森県警察本部警務課が請求に応じる。ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間。土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

開示請求できる者	開 示 内 容	開示期間	開示場所
青森県の第1次試験不合格者（青森県のみを志望した者）	第1次試験の得点及び順位	第1次試験合格発表日から1か月間	青森県警察本部警務課
青森県の第1次試験不合格者（他都県を第2志望とした者）	第1次試験の得点及び順位	3月1日から1か月間	
青森県の第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点及び最終総合得点	最終合格発表の日から1か月間	

〔受験者本人が請求する場合に必要な書類〕
 受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）
 〔受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類〕
 受験者本人の受験票及び法定代理人に係る本人であることを証明する書類（法定代理人自身の運転免許証、旅券等）並びに受験者の法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本又は抄本等）

11 昇任

昇任は、公平な昇任試験等により行われ、本人の努力次第で幹部警察官への道が開かれる。